

消 防 予 第 3 4 4 号
平成20年12月26日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第155号。以下「改正省令」という。)、地区音響装置の基準の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第26号。以下「改正音響告示」という。)、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示第27号。以下「配管等告示」という。)、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示(平成20年消防庁告示第28号。以下「改正送水告示」という。)、火災通報装置の基準の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第29号。以下「改正火通告示」という。)及びパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示(平成20年消防庁告示第30号。以下「パッケージ等告示」という。)が、平成20年12月26日に公布されました。

今回の省令改正並びに関連告示の改正及び制定は、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号。以下「179号政令」という。)及び消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号。以下「66号省令」という。)により一定の防火対象物に設置が認められた特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置、配管、管継手及びバルブ類に係る基準を整備するほか、連動型警報機能付感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。)第2条第19号の6に規定するものをいう。以下同じ。)のうち、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができないものを規定するとともに、近年の無線情報通信技術の発展に伴い、火災信号等の伝達方法に関して新たに無線方式を用いた自動火災報知設備に関する技術上の基準を整備するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令、改正音響告示、配管等告示、改正送水告示及び改正火通告示に関する事項

1 屋内消火栓設備に用いる加圧送水装置に関する事項

- (1) 圧力水槽を用いる加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものにあつては、圧力水槽の水量に関する規定を適用しないこととしたこと。（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第7号ロ関係）
- (2) 圧力水槽を用いる加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものにあつては、必要な圧力を得るのに十分な加圧用の気体を加圧用ガス容器に充てんすること。（改正送水告示による改正後の加圧送水装置の基準(以下「8号告示」という。)第4第6号関係）
- (3) 加圧送水装置の付属装置等のうち、インバータ方式の制御盤について、加圧送水装置及び接続されている設備等の機能に支障を生じないように措置することとしたこと。（8号告示第6第1号(三)関係）

2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する事項

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備について、加圧送水装置の起動方法として、自動火災報知設備の感知器の作動を追加すること等したこと。（規則第14条第1号第8号イ関係）
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置について、次のアからスまでに定めるところによることとしたこと。（規則第14条第1項第11号の2関係）

ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第12条第1項第7号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ニ)から(ヘ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、第14条第1項第11号イからホまでの規定を準用することとしたこと。

イ ポンプ方式の加圧送水装置にあつては、原動機として内燃機関を用いることができることとしたほか、付属装置等に補助水槽を追加することとしたこと。（8号告示第2第4号関係）

ウ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いることができるポンプ本体の配管接続部に設けられる継手として、J I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B2220（鋼製管フランジ）、B2239（鋳鉄製管フランジ）、B2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）、B2302（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB2308（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）に適合するものとしたこと

と。(8号告示第5第1号(六)関係)

エ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いることができるポンプの材質として、ポンプ本体及び羽根車については、JISG4304(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)、G4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)、G5121(ステンレス鋼鋳鋼品)、G5501(ねずみ鋳鉄品)のFC150、G5502(球状黒鉛鋳鉄品)、H5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406、H5121(銅合金連続鋳造鋳物)、H5202(アルミニウム合金鋳物)又はH5302(アルミニウム合金ダイカスト)、主軸については、JISG4052(焼入性を保証した構造用鋼鋼材(H鋼))、G4053(機械構造用合金鋼鋼材)又はG4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J1若しくはSUS420J2、スリーブ付きのものにあつては、JISG4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30Cに適合するものとしたこと。(8号告示第5第2号(一)関係)

オ ポンプの放水性能を特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、当該ポンプに表示されている吐出量(以下「定格吐出量」という。)における揚程曲線上の全揚程が、当該ポンプに表示されている全揚程(以下「定格全揚程」という。)の100%以上125%以下であるものとするほか、次の(ア)から(オ)までの規定を適用しないこととしたこと。(8号告示第5第3号関係)

(ア) 定格吐出量の150%の吐出量における揚程曲線上の全揚程は、定格吐出量における揚程曲線上の全揚程の65%以上であること。

(イ) 締切全揚程(吐出量を零とした場合における全揚程)は、定格吐出量における揚程曲線上の全揚程の140%以下であること。

(ウ) ポンプの吸込性能に関すること。

(エ) ポンプの軸動力に関すること。

(オ) ポンプの定格吐出量における効率に関すること。

カ ポンプの耐圧力として特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ本体は最高吐出圧力(定格全揚程)の1.5倍の圧力を3分間加えた場合において、漏水、著しい変形等が生じないものであること。(8号告示第5第4号関係)

キ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる電動機の機能として、定格出力で連続運転した場合及び定格出力の110%の出力で1時間運転した場合において機能に異常が生じないものであるとの規定を適用しないことと

したこと。（8号告示第5第5号(ニ)関係）

ク 内燃機関については、次の(ア)から(エ)までに定めるところによることとしたこと。（8号告示第5第5号の2関係）

(ア) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

(イ) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、40秒以内であること。

(ウ) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に5秒の間隔を置いて10秒の始動を3回以上行うことができる容量のものをを用い、常時充電可能な充電器を設けること。

(エ) 燃料タンクは次のaからcまでに適合するものであること。

a 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。

b ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有するものとするほか、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定によること。

c 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態です30分以上運転できる量の燃料を保有し、かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認することができる構造とすること。

ケ 内燃機関に次の(ア)から(エ)に掲げる事項を表示することとしたこと。ただし、ポンプと一体となっているものにあつては、8号告示第5第6号(ニ)に掲げる事項と重複する事項は除くこと。（8号告示第5第6号関係）

(ア) 製造者名又は商標

(イ) 品名及び型式記号

(ウ) 製造年及び製造番号

(エ) 燃料の種類及び容量

コ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置については、付属装置のうち次の(ア)及び(イ)の装置に係る規定を適用しないこととしたこと。（8号告示第6ただし書関係）

(ア) 起動用水圧開閉装置

(イ) フート弁

サ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置の制御盤に設ける装置として、内燃機関を直接操作することのできる起動用スイッチ及

- び停止スイッチを追加するほか、制御盤の端子のうち呼水槽減水検出用入力端子を設ける必要がないこととしたこと。（８号告示第６第１号関係）
- シ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置に設ける補助水槽は次の(ア)及び(イ)に定めるところによることとしたこと。（８号告示第６第１０号関係）
- (ア) 減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。
 - (イ) ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。
- ス その他所要の規定の整備をしたこと。
- (3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあっては、６６号省令による改正後の消防法施行規則第１４条第１項第１０号ハに規定する消防庁長官が定める基準は、次のアからエまでに定めるところによることとしたこと。
- ア 配管は、規則第１２条第１項第６号ニの規定に準じて設けること。（配管等告示第１号関係）
 - イ 管継手は、規則第１２条第１項第６号ホの規定に準じて設けることとしたこと。（配管等告示第２号関係）
 - ウ バルブ類は、規則第１２条第１項第６号トの規定に準じて設けることとしたこと。（配管等告示第３号関係）
 - エ アからウまでにかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法(昭和３２年法律第１７７号)第１６条に規定する基準によることができるとしたこと。（配管等告示第４号関係）

3 自動火災報知設備に関する事項

(1) 連動型警報機能付感知器に関する事項

- ア 連動型警報機能付感知器のうち次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができないこととしたこと。（規則第２３条第４項第７号の６関係）
- (ア) 火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもので、当該電力が停止した場合に、その旨の信号を発信することができないもの
 - (イ) 電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信することができ

ないもの

(ウ) 感知器等規格省令第21条の2に規定する滴下試験を行わなかったもの
(防水型のものを除く。)

(エ) 感知器等規格省令第22条第1項各号の腐食試験を行わなかったもの

(2) 無線方式を用いる自動火災報知設備に関する事項

ア 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによることとしたこと。(規則第24条第1号の2関係)

(ア) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機の間において確実に信号を送受信できる位置に設けること。

(イ) 受信機において火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、地区音響装置又は発信機(以下「無線式感知器等」という。)が発信する信号を受信できることを確認できるようにすること。

イ 無線式感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が無線式感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、電源について蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はないものとしたこと。(規則第24条第3号イ関係)

ウ イの場合において、電池の電圧が無線式感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を受信機に168時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすることとしたこと。(規則第24条第4号ニ関係)

エ 規則第24条第5号ト及び第6号ニの消防庁長官が定める基準により火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置(以下「無線式地区音響装置」という。)については、配線に係る規定を適用しないこととしたこと。(規則第24条第5号ホ関係)

オ 無線式地区音響装置の構造及び機能は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによることとしたこと。

(ア) 無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備とし、電源に電池を用いる場合は、有効に作動できる電圧の下限値となった旨を自動的に受信機に発信することとしたこと。(改正音響告示による改正後の地区音響装置の基準(平成9年消防庁告示第9号。以下「9号告示」という。))第3第11号関係)

(イ) 地区音響装置の表示に関して、無線式地区音響装置に係る規定を追加したこと。(9号告示第7第2号関係)

カ 無線式感知器等及び火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する受信機は、これらの間において確実に信号の送受信を行えるよう、良

好な状態に維持することとしたこと。（規則第24条の2第6号関係）
キ その他所要の規定を整備したこと。

4 消防機関へ通報する火災報知設備について

- (1) 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置（以下「特定火災通報装置」という。）の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はないものとしたこと。（規則第25条第3項第3号イ関係）
- (2) ハンズフリー通話機能の定義を定めたこと。（改正火通告示による改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「1号告示」という。）第2第5号関係）
- (3) 蓄積音声情報の送付について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないものとしたこと。（1号告示第3第4号関係）
- (4) 特定火災通報装置の通話機能等を以下のとおり定めたこと。（1号告示第三第8号の2関係）
 - ア 蓄積音声情報を送付した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。
 - イ 蓄積音声情報送付中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
 - ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。
- (5) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示することとしたこと。（1号告示第3第16号(一)チ関係）

第二 パッケージ等告示に関する事項

179号政令、66号省令及び改正省令との整合性を図るため、下記の告示において所要の規定の整備をしたこと。

- (1) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）
- (2) 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）
- (3) 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）

第三 施行期日等

1 施行期日

- (1) 改正省令は、第一2及び4に関する規定は平成21年4月1日から施行し、

それ以外に関する規定は公布の日（平成20年12月26日。以下同じ。）から施行することとしたこと。

(2) 配管等告示、改正送水告示及び改正火通告示は、平成21年4月1日から施行し、改正音響告示は公布の日から施行することとしたこと。

(3) パッケージ等告示は、第二(1)については、平成21年4月1日から施行し、その他は、公布の日から施行することとしたこと。

2 その他

(1) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器及び受信機に関する技術上の規格を整備するため、下記の省令を改正する予定であること。

ア 感知器等規格省令

イ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）

ウ 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）

(2) 今回の省令等の改正に係る具体的な運用については、別途通知する予定であること。

(3) 今回の省令等の改正に伴う点検結果報告書等の様式等を定める告示の一部改正等については、おって公布及び通知する予定であること。

○総務省令第百五十五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十一条第二項第三号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

総務大臣 鳩山 邦夫

消防法施行規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号口中「(イ)から(ハ)まで」の下に「(加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、(イ)及び(ハ))」を加える。

第二十三条第四項第七号の五の次に次の一号を加える。

七の六 連動型警報機能付感知器で、次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六

号) 第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない。

イ 火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもの（電源に電池を用いるものを除く。）で、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を発信することができないもの

ロ 電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信することができないもの

ハ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。二において「感知器等規格省令」という。）第二十一条の二の試験を行わなかったもの（防水型のものを除く。）

ニ 感知器等規格省令第二十二条第一項各号の試験を行わなかったもの
第二十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらにおいて確実に信号を発信し、又は受信することができる位置に設けること。

ロ 受信機において感知器、中継器、地区音響装置又は発信機（第三号イ及び第四号ニにおいて「感知器等」という。）から発信される信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

第二十四条第三号イに次のただし書を加える。

ただし、感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、この限りでない。

第二十四条第四号に次のように加える。

ニ 前号イただし書の場合において、電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機に百六十八時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

第二十四条第五号ホに次のただし書を加える。

ただし、ト及び次号ニの消防庁長官の定める基準により受信機と地区音響装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する場合にあつては、この限りでない。

第二十四条の二第一号中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、イ及びロを削り、ハをイとし、ニからハまでをロからニまでとし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 自動火災報知設備の常用電源、非常電源及び予備電源は、次に定めるところにより維持すること。

イ 常用電源が正常に供給されていること。

ロ 非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

第二十四条の二に次の一号を加える。

六 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができるよう良好な状態に維持すること。

第二条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第八号イ(イ)中「連動して加圧送水装置及び一斉開放弁」の下に「(加圧送水装置を設け

ない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、一斉開放弁」を加え、同イ(ロ)中「スプリンクラーヘッドの開放又は補助散水栓の開放の開放による流水検知装置又は」を「自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及びハ、ハ(ニ)からハ(イ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m）」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、0.05MPa）」と、同号ハ(イ)中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合にあつ

ては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては三十五リットル毎分」と、同ハ(ロ)中「10m」とあるのは「2.5」（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m）」と読み替えるものとする。

第二十五条第三項第三号イに次のただし書を加える。

ただし、令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十一年四月一日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分におけるスプリンクラー設備及び火災通報装置に係る技術上の基準の細目については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第三条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号ハ中「第二十四条の二第二号及び第四号」を「第二十四条の二第二号及び第五号」に改める。

(消防法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第六十六号)の一部を次のように改

正する。

第二条のうち、第十四条第一項第八号イ(イ)の改正規定を削り、同号ロ(イ)の改正規定中「同号ロ(イ)」を「第十四条第一項第八号ロ(イ)」に、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ」を「加圧送水装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ」に改める。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 消防法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年総務省令第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の改正規定を削る。

第七章中第五十二条の前に十七条を加える改正規定のうち、第五十一条の十一に係る部分中「避難の訓練」と、「の下に」「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「を加え、第五十一条の十五に係る部分中「前条第一項」の下に「に掲げる基準(同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。)」を加え、「第五十一条の十四」の下に「に掲げる基準」を加える。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（第一条関係）
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次の(イ)から(ハ)まで（加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、(イ)及び(ハ)）に定めるところによること。</p> <p>(イ)～(ハ)（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次の(イ)から(ハ)まで（加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力によるものにあつては、(イ)及び(ハ)）に定めるところによること。</p> <p>(イ)～(ハ)（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～九（略）</p> <p>2（略）</p>

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 七の五 (略)

七の六 連動型警報機能付感知器で、次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第五百十六号)第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない。

イ 火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもの(電源に電池を用いるものを除く。)で、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を発信することができないもの

ロ 電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限值となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信することができないもの

ハ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号。二において「感知器等規格省令」という。)第二十一条の二の試験を行わなかつたもの(防水型のものを除く。)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 七の五 (略)

二 感知器等規格省令第二十二條第一項各号の試験を行わなかつたもの

八〇九 (略)

五〇九 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四條 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができる位置に設けること。

ロ 受信機において感知器、中継器、地区音響装置又は発信機(第三号イ及び第四号ニにおいて「感知器等」という。)から発信される信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐

八〇九 (略)

五〇九 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四條 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐

させずにとること。ただし、感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、この限りでない。

ロ (略)

四 非常電源は、次に定めるところにより設けること。

イ〜ハ (略)

二 前号イただし書の場合において、電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機に百六十八時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。）は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ〜ニ (略)

ホ 受信機から地区音響装置までの配線は、第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。ただし、ト及び次号ニの消

させずにとること。

ロ (略)

四 非常電源は、次に定めるところにより設けること。

イ〜ハ (略)

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。）は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ〜ニ (略)

ホ 受信機から地区音響装置までの配線は、第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。

防庁長官の定める基準により受信機と地区音響装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する場合にあつては、この限りでない。

へつと (略)

五の二〇九 (略)

第二十四条の二 自動火災報知設備の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 受信機は、次のイからニまでに定めるところにより維持すること。

イ 受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がな
いこと。

ロ 操作部の各スイッチが正常な位置にあること。

ハ 受信機の付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。ただし、前条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

ニ アナログ式中継器及びアナログ式受信機にあつては当該中継器及び受信機の付近に表示温度等設定一覧図を備えておくこと。

へつと (略)

五の二〇九 (略)

第二十四条の二 自動火災報知設備の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 受信機は、次のイからへまでに定めるところにより維持すること。

イ 常用電源が正常に供給されていること。

ロ 非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

ハ 受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がな
いこと。

ニ 操作部の各スイッチが正常な位置にあること。

ホ 受信機の付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。ただし、前条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

へ アナログ式中継器及びアナログ式受信機にあつては当該中継器及び受信機の付近に表示温度等設定一覧図を備えておくこと。

二・三 (略)

四 自動火災報知設備の常用電源、非常電源及び予備電源は、次に定めるところにより維持すること。

イ 常用電源が正常に供給されていること。

ロ 非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

五 アナログ式自動火災報知設備（感知器からの火災情報信号を中継器又は受信機により受信し、表示温度等を設定する機能を有する自動火災報知設備をいう。）にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ、第二十三条第七項の表の中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。

六 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができるよう良好な状態に維持すること。

二・三 (略)

四 アナログ式自動火災報知設備（感知器からの火災情報信号を中継器又は受信機により受信し、表示温度等を設定する機能を有する自動火災報知設備をいう。）にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ、第二十三条第七項の表の中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（第二条関係）
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（スプリンクラー設備に関する基準の細目） 第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 一〇七 （略）</p> <p>八 起動装置は、次に定めるところによること。 イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。</p> <p>(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁（加圧送水装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、一斉開放弁）を起動することができるものとすること。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は</p>	<p>（スプリンクラー設備に関する基準の細目） 第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 一〇七 （略）</p> <p>八 起動装置は、次に定めるところによること。 イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。</p> <p>(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁</p> <p>を起動することができるものとすること。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は</p>

第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあっては、この限りではない。

- (ロ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは起動用水圧閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

ロ (略)

八の二〇十一 (略)

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及びハ、ハ(ロ)から(ハ)まで、二並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m (壁及び天井 (天井のない場合にあっては、屋根) の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)) の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、5m)」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa (壁及び天井 (天井のない場合にあっては、屋根) の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類す

第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあっては、この限りではない。

- (ロ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあっては、スプリンクラーヘッドの開放又は補助散水栓の開放弁の開放による流水検知装置又は起動用水圧閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとする。

ロ (略)

八の二〇十一 (略)

る部分を除く。)の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、「0.05m²」と、同号ハ(イ)中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては三十五リットル毎分」と、同ハ(ロ)中「10m」²とあるのは「2m(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m)」と読み替えるものとする。

十二ノ十三(略)

2 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

十二ノ十三(略)

2 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

<p>4</p> <p>ロ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。</p>
----------------------------------	---

<p>4</p> <p>ロ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずにとること。</p>
----------------------------------	--

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（附則第三条関係）

○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからへまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第二十三条第四項各号（第一号ハ、第七号へ及び第七号の五を除く。）及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第五号の規定の例により設けること。</p> <p>へ（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからへまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第二十三条第四項各号（第一号ハ、第七号へ及び第七号の五を除く。）及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第四号の規定の例により設けること。</p> <p>へ（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（附則第四条関係）
 消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第六十六号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第十四条第一項第八号ロ(イ)中「一斉開放弁」の下に「(加圧送水装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ手動式開放弁又は一斉開放弁)」を加え、同項第十号中「第十二条第一項第六号」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。)」を加え、同号ロの次に次のように加える。</p> <p>ハ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。</p>	<p>第十四条第一項第八号イ(イ)中「用いるスプリンクラー設備」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)」を加え、同号ロ(イ) 中「一斉開放弁」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、それぞれ手動式開放弁又は一斉開放弁)」を加え、同項第十号中「第十二条第一項第六号」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。)」を加え、同号ロの次に次のように加える。</p> <p>ハ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。</p>

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表（附則第五条関係）
 ○ 消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>〔削除〕</p> <p>第七章中第五十二条の前に次の十七条を加える。</p> <p>第五十一条の三〇第五十一条の十（略）</p> <p>（共同防災管理の協議をすべき事項）</p> <p>第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第五号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、</p>	<p>第六条第一項中「第五条第二号」を「第五条第二項第二号」に、「第五条第一号」を「第五条第二項第一号」改める。</p> <p>第七章中第五十二条の前に次の十七条を加える。</p> <p>第五十一条の三〇第五十一条の十（略）</p> <p>（共同防災管理の協議をすべき事項）</p> <p>第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、</p> <p>同項第五号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、</p>

同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防火管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」読み替えるものとする。

第五十一条の十、第五十一条の十四（略）

（防災管理点検の表示）

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第二項第一号から第二号までに掲げる基準。

次条において同じ。）」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防火管理協議会」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」と

同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防火管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」読み替えるものとする。

第五十一条の十、第五十一条の十四（略）

（防災管理点検の表示）

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項

「とあるのは「第五十一条の十四

」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防火管理協議会」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」と

あるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。
第五十一条の十六く第五十一条の十九（略）

第五十一条の十六く第五十一条の十九（略）

○消防庁告示第二十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十四条第五号ト及び第五号の二二の規定に基づき、地区音響装置の基準（平成九年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第三に次の一号を加える。

十一 受信機との間の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置（第七第二号において「無線式地区音響装置」という。）にあつては、次に定めるところによること。

(一) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(二) 電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が地区音響装置を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。

第七を次のように改める。

第七 表示

一 地区音響装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする

る。

- (一) 製造者の名称又は商標
 - (二) 製造年
 - (三) 型式番号
 - (四) 定格電圧及び定格電流（スピーカーにより警報を発する地区音響装置にあつては、定格インピーダンス及び定格入力電力）
 - (五) 公称音圧
 - (六) 極性を有する端子にあつては、極性を示す記号
 - (七) 音声切替装置にあつては、当該装置であることを示す表示
- 二 無線式地区音響装置にあつては、前号によるほか、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。
- (一) 「無線式」という文字
 - (二) 発信又は受信可能な受信機の型式番号
 - (三) 電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

- 地区音響装置の基準の一部を改正する件新旧対照表
- 地区音響装置の基準（平成九年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第三 構造及び機能</p> <p>地区音響装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 受信機との間の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置（第七第二号において「無線式地区音響装置」という。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>(一) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。</p> <p>(二) 電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が地区音響装置を有効に作動できる電圧の下限值となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。</p> <p>第七 表示</p> <p>一 地区音響装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。</p> <p>(一) 製造者の名称又は商標</p>	<p>第三 構造及び機能</p> <p>地区音響装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>第七 表示</p> <p>一 地区音響装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。</p> <p>製造者の名称又は商標</p>

<p>(一) 製造年</p> <p>(二) 型式番号</p> <p>(三) 定格電圧及び定格電流（スピーカーにより警報を発する地区音響装置にあつては、定格インピーダンス及び定格入力電力）</p> <p>(四) 公称音圧</p> <p>(五) 極性を有する端子にあつては、極性を示す記号</p> <p>(六) 音声切替装置にあつては、当該装置であることを示す表示</p> <p>二 無線式地区音響装置にあつては、前号によるほか、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。</p> <p>(一) 「無線式」という文字</p> <p>(二) 発信又は受信可能な受信機の型式番号</p> <p>(三) 電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧</p>	<p>二 製造年</p> <p>三 型式番号</p> <p>四 定格電圧及び定格電流（スピーカーにより警報を発する地区音響装置にあつては、定格インピーダンス及び定格入力電力。）</p> <p>五 公称音圧</p> <p>六 極性を有する端子にあつては、極性を示す記号</p> <p>七 音声切替装置にあつては、当該装置であることを示す表示</p>
--	---

○消防庁告示第二十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第十号ハの規定に基づき、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準を次のとおり定める。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準は、次のとおりとする。

一 配管は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条第一項第六号ニの規定に準じて設けること。

二 管継手は、規則第十二条第一項第六号ホの規定に準じて設けること。この場合において、同号ホ(イ)中「管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と、同号ホ(ロ)中「管を接続するものの当該接続部分にあつては、合成樹脂製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と読み替えるものとする。

三 バルブ類は、規則第十二条第一項第六号トの規定に準じて設けること。

四 前三号の規定にかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であつて、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条に規定する基準によることができる。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

加圧送水装置の基準の一部を改正する告示

第一条 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

第四に次の一号を加える。

六 加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水するものにあつては、必要な圧力を得るのに十分な量の加圧用の気体を加圧用ガス容器に充てんすること。

第六第一号中(七)を(八)とし、(三)から(六)までを(四)から(七)までとし、(二)の次に次のように加える。

(三) インバータ方式の制御盤にあつては、次によること。

イ 電動機の回転速度を切り替える際に、電動機の運転及び接続されている発電機その他の設備の

機能に支障を生じないよう措置されていること。

ロ 電動機の回転速度は、定格回転速度を超えないこと。

ハ 制御盤の回路を保護するための装置の作動により、加圧送水装置の機能に支障を生じないよう措置されていること。

第二条 加圧送水装置の基準の一部を次のように改正する。

第二第四号中「電動機」を「電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）」に改め、「以下「付属装置等」」を「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」」に改める。

第五第一号(六)中「フランジ継手」を「継手」に改め、「B二二三八（鋼製管フランジ通則）又はB二二三九（鑄鉄製管フランジ通則）」を「B二二二〇（鋼製管フランジ）又はB二二三九（鑄鉄製管フランジ）」に改め、「適合するもの」の下に「（特定水道連結型スプリンクラー設備にあつては、JIS B二二

二〇（鋼製管フランジ）、B二二三九（鑄鉄製管フランジ）、B二三〇一（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）、B二三〇二（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）に適合するもの」を加え、同第二号(一)の表を次のように改める。

部品の種類	材料
ポンプ本体及び 羽根車	JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG五一二一（ステンレス鋼鑄鋼品） JISG五五〇一（ねずみ鑄鉄品）のFC一五〇 JISG五五〇二（球状黒鉛鑄鉄品） JISH五一二〇（銅及び銅合金鑄物）のCAC四〇六 JISH五一二一（銅合金連続鑄造鑄物） JISH五二〇二（アルミニウム合金鑄物） JISH五三〇二（アルミニウム合金ダイカスト）
特定施設水道連 結型スプリンク ラー設備に用い るもの	

	<p>主軸</p>	
	<p>特定施設水道連 結型スプリンク ラー設備に用い るもの</p>	<p>JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG五五〇一（ねずみ鉄品）のFC一五〇 JISH五一二〇（銅及び銅合金铸件）のCAC四〇六 JISG四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）） JISG四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材） JISG四三〇三（ステンレス鋼棒）のSUS三〇四、SUS四 〇三、SUS四二〇J一又はSUS四二〇J二</p>
<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>ただし、スリーブ付きのものにあつてはJISG四〇五一（機械 構造用炭素鋼鋼材）のS三〇C JISG四三〇三（ステンレス鋼棒）のSUS三〇四、SUS四 〇三、SUS四二〇J一又はSUS四二〇J二</p>

ただし、スリーブ付きのものにあつてはJISG4051（機械
構造用炭素鋼鋼材）のS30C

第五第三号中「の試験及び検査方法」を「試験方法」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、(二)から(四)までの規定は、適用しない。

第五第三号(一)に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、ロ及びハの規定は、適用しない。

第五第三号(一)イ中「百十パーセント以下」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、百パーセント以上百二十五パーセント以下）」を加え、同第四号中「締切全揚程」を「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては定格全揚程、それ以外のものにあつては締切全揚程」に改め、「圧力をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同第五号(一)ト中「JIS C 4004（回転電気機

械通則)」を「J I S C 四〇三四―一(回轉電気機械―第一部:定格及び特性)、C 四〇三四―五(回轉電気機械―第五部:外被構造による保護方式の分類)及びC 四〇三四―六(回轉電気機械―第六部:冷却方式による分類)」に改め、同号(二)ロに次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、この限りでない。

第五第五号の次に次の一号を加える。

五の二 内燃機関

内燃機関は、次に定めるところによること。

(一) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

(二) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、四十秒以内であること。

(三) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に五秒の間隔を置いて十秒の始動を三回以上行うことが出来る容量のものを用い、常時充電可能な充電器を設けること。

(四) 燃料タンクは、次に適合するものであること。

イ 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。

ロ ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有するものとするほか、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定によること。

ハ 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態で三十分以上運転できる量の燃料を保有し、かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認することができる構造とすること。

第五第六号中「及び電動機」を「、電動機及び内燃機関」に改め、同号(一)のイからチまで以外の部分中「ポンプ」を「ポンプにあつては、次に掲げる事項」に改め、同号(二)のイからリまで以外の部分中「電動機」を「電動機にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となっているものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）」に改め、同号(三)を次のように改める。

(三) 内燃機関にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となっているものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）

イ 製造者名又は商標

ロ 品名及び型式記号

ハ 製造年及び製造番号

ニ 燃料の種類及び容量

第六各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、第五号及び第七号の規定は、適用しない。

第六第一号(六)イ中「電動機」の下に「又は内燃機関」を加え、同(七)中「端子」の下に「(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる制御盤にあつては、ロを除く。）」を加える。

第六に次の一号を加える。

十 補助水槽

補助水槽は、次に定めるところによること。

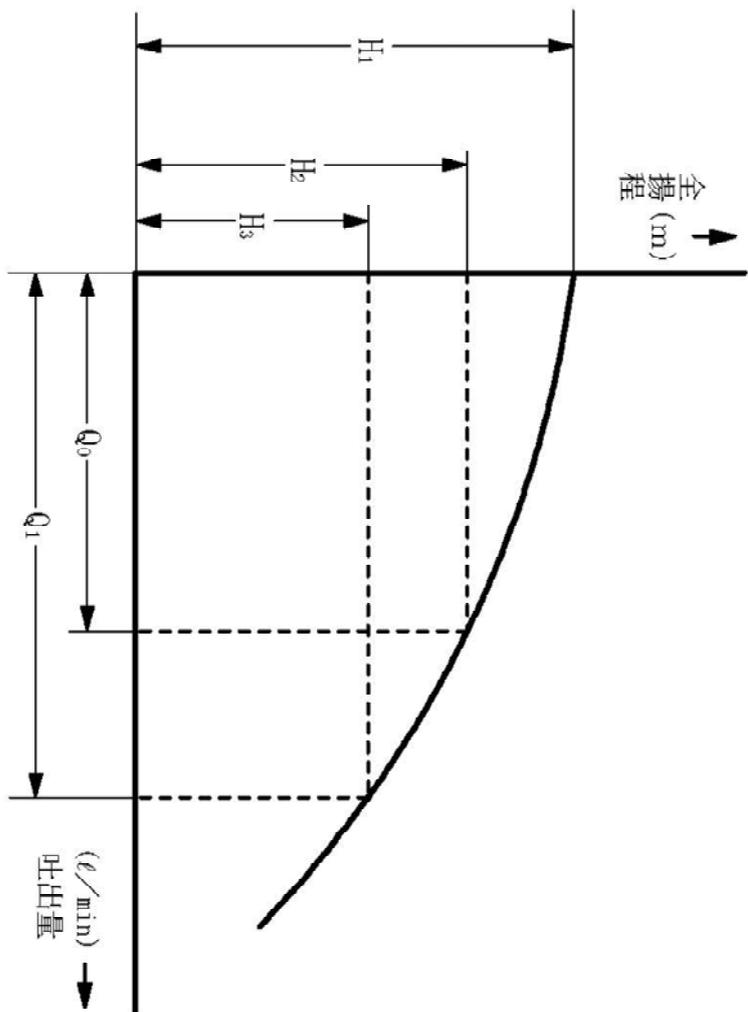
(一) 補助水槽には、減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。

(二) 補助水槽は、ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。

別図第一を次のように改める。

別図第 1 揚程曲線図

- Q_0 : 定格吐出量 (ℓ/min)
- Q_1 : Q_0 の 150% 吐出量 (ℓ/min)
- H_1 : 縮切全揚程 (m)
- H_2 : Q_0 における性能曲線上の全揚程 (m)
- H_3 : Q_1 における性能曲線上の全揚程 (m)



附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

加圧送水装置の基準の一部を改正する件新旧対照表（第一条関係）
 ○ 加圧送水装置の基準（平成九年六月三十日消防庁告示第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第四 圧力水槽方式の加圧送水装置</p> <p>圧力水槽方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水するものにあつては、必要な圧力を得るのに十分な量の加圧用の気体を加圧用ガス容器に充てんすること。</p> <p>第六 付属装置等</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。</p> <p>一 制御盤</p> <p>制御盤は、次に定めるところによること。</p> <p>(一)・(二)（略）</p> <p>(三) インバータ方式の制御盤にあつては、次によること。</p> <p>イ 電動機の回転速度を切り替える際に、電動機の運転及び接続されている発電機その他の設備の機能に支障を生じないように措置されていること。</p> <p>ロ 電動機の回転速度は、定格回転速度を超えないこと。</p>	<p>第四 圧力水槽方式の加圧送水装置</p> <p>圧力水槽方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>第六 付属装置等</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。</p> <p>一 制御盤</p> <p>制御盤は、次に定めるところによること。</p> <p>(一)・(二)（略）</p>

ハ 制御盤の回路を保護するための装置の作動により、加圧送水装置の機能に支障を生じないよう措置されていること。

- (四) (略)
- (五) (略)
- (六) (略)
- (七) (略)
- (八) (略)

二
九 (略)

- (三) (略)
- (四) (略)
- (五) (略)
- (六) (略)
- (七) (略)

二
九 (略)

加圧送水装置の基準の一部を改正する件新旧対照表（第二条関係）

○ 加圧送水装置の基準（平成九年六月三十日消防庁告示第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 ポンプ方式の加圧送水装置 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。</p> <p>五～十一 （略）</p>	<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 ポンプ方式の加圧送水装置 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機</p> <p>並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。</p> <p>五～十一 （略）</p>

第五 ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。

一 ポンプの構造

ポンプの構造は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手

は、J I S (工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一

項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B二二二〇(鋼製管フラ

ンジ) 又はB二二三九(鑄鉄製管フランジ) に適合する

もの(特定水道連結型スプリンクラー設備にあつては、J I S B

二二二二〇(鋼製管フランジ)、B二二三九(鑄鉄製管フラン

ジ)、B二三〇一(ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手)、B二三〇二

(ねじ込み式鋼管製管継手) 又はB二三〇八(ステンレス鋼製ね

じ込み式継手) に適合するものであること。

(七)～(九) (略)

二 ポンプの材質

ポンプの材質は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) 次の表の上欄に掲げる部品の種類に応じ、それぞれ同表下欄に

定める材料

第五 ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。

一 ポンプの構造

ポンプの構造は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられるフランジ継手は、J I S

(工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一

項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B二二三八(鋼製管フラ

ンジ通則) 又はB二二三九(鑄鉄製管フランジ通則) に適合する

もの

であること。

(七)～(九) (略)

二 ポンプの材質

ポンプの材質は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) 次の表の上欄に掲げる部品の種類に応じ、それぞれ同表下欄に

定める材料

部品の種類	材	料
ポンプ本体及び羽根車	特定施設水道連結型スプリンクラ ー設備に用いるもの	JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG五二〇一（ねずみ鉄品）のFC一五〇 JISG五二〇二（球状黒鉛鉄品） JISG五二〇〇（銅及び銅合金铸件）のCA C四〇六 JISG五二〇一（銅合金連続铸造物） JISG五二〇二（アルミニウム合金铸件） JISG五三〇二（アルミニウム合金ダイカスト） JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG五二〇一（ねずみ鉄品）のFC一五〇 JISG五二〇〇（銅及び銅合金铸件）のCA C四〇六
	その他 のもの	

部品の種類	材	料
ポンプ本体及び羽根車	JISG五五〇一（ねずみ鉄品）の二種 JISG五二〇〇（銅及び銅合金铸件）の六種 JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）	

主軸	
特定施設 設水道 連結型 スプリ ンクラ ー設備 に用い るもの	JIS G 4052 (焼入性を保証した構造用鋼材 (H鋼)) JIS G 4053 (機械構造用合金鋼鋼材) JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) の SUS 304、SUS 403、SUS 420J1 又は SUS 420J2 ただし、スリーブ付きのものにあつては JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) の S30C
その他 のもの	JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) の SUS 304、SUS 403、SUS 420J1 又は SUS 420J2 ただし、スリーブ付きのものにあつては JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) の S30C

(二) (三) (略)

三 ポンプの放水性能

ポンプの放水性能は、JIS B 8301 (遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ) 試験方法 () 及び JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法) に定める方法により試験を行った場合において、次に定めるところによること。ただし、特定施設水道連結型

主軸	
	JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) の SUS 304、SUS 403、SUS 420J1 又は SUS 420J2 ただし、スリーブ付きのものにあつては JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) の S30C

(二) (三) (略)

三 ポンプの放水性能

ポンプの放水性能は、JIS B 8301 (遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ) の試験及び検査方法) 及び JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法) に定める方法により試験を行った場合において、次に定めるところによること。

スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、(二)から(四)までの規定は、適用しない。

(一) ポンプの吐出量及び全揚程は、当該ポンプについて別図第一の例により作成した揚程曲線（以下「揚程曲線」という。）上において、次に適合するものであること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプにあつては、ロ及びハの規定は、適用しない。

イ 当該ポンプに表示されている吐出量（以下「定格吐出量」という。）における揚程曲線上の全揚程は、当該ポンプに表示されている全揚程（以下「定格全揚程」という。）の百パーセント以上百十パーセント以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、百パーセント以上百二十五パーセント以下）であること。

ロ・ハ（略）

(二)～(五)（略）

四 ポンプの耐圧力

ポンプ本体は、最高吐出圧力（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては定格全揚程、それ以外のものにあつては縮切全揚程に最高押込圧力を加えた圧力をいう。以下同じ。）の一・五倍の圧力を三分間加えた場合において、漏水、著しい変形等が生じないものであること。

五 電動機

(一) ポンプの吐出量及び全揚程は、当該ポンプについて別図第一の例により作成した揚程曲線（以下「揚程曲線」という。）上において、次に適合するものであること。

イ 当該ポンプに表示されている吐出量（以下「定格吐出量」という。）における揚程曲線上の全揚程は、当該ポンプに表示されている全揚程（以下「定格全揚程」という。）の百パーセント以上百十パーセント以下

であること。

ロ・ハ（略）

(二)～(五)（略）

四 ポンプの耐圧力

ポンプ本体は、最高吐出圧力（縮切全揚程に最高押込圧力を加えた圧力をいう。以下同じ。）の一・五倍の圧力を三分間加えた場合において、漏水、著しい変形等が生じないものであること。

五 電動機

ポンプの電動機は、次に定めるところによること。

(一) 電動機の構造

イ〜へ (略)

ト イからへまでに規定するほか、ポンプの電動機は、JIS C 四〇三四―一(回転電気機械―第一部:定格及び特性)、C 四〇三四―五(回転電気機械―第五部:外被構造による保護方式の分類)及びC 四〇三四―六(回転電気機械―第六部:冷却方式による分類)に適合するものであること。

(二) 電動機の機能

イ (略)

ロ 電動機は、定格出力で連続運転した場合及び定格出力の百十パーセントの出力で一時間運転した場合において機能に異常が生じないものであること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、この限りでない。

(三)・(四) (略)

五の二 内燃機関

内燃機関は、次に定めるところによること。

(一) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

(二) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、四十秒以内であること。

(三) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に五秒の間隔を置

ポンプの電動機は、次に定めるところによること。

(一) 電動機の構造

イ〜へ (略)

ト イからへまでに規定するほか、ポンプの電動機は、JIS C 四〇〇四(回転電気機械通則)に適合するものであること。

(二) 電動機の機能

イ (略)

ロ 電動機は、定格出力で連続運転した場合及び定格出力の百十パーセントの出力で一時間運転した場合において機能に異常が生じないものであること。

(三)・(四) (略)

いて十秒の始動を三回以上行うことができる容量のものを用い、
常時充電可能な充電器を設けること。

(四) 燃料タンクは、次に適合するものであること。

イ 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を
有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。

ロ ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を
有するものとするほか、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第
二百四号）の規定によること。

ハ 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態で三十分以上運
転できる量の燃料を保有し、かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認
することができる構造とすること。

六 表示

ポンプ、電動機及び内燃機関には、次に掲げる事項を見やすい箇
所に容易に消えないように表示すること。

(一) ポンプにあつては、次に掲げる事項

イ 寸チ (略)

(二) 電動機にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となつてい
るものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）

イ 寸チ (略)

(三) 内燃機関にあつては、次に掲げる事項（ポンプと一体となつて
いるものにあつては、(一)に掲げる事項と重複する事項を除く。）

イ 製造者名又は商標

六 表示

ポンプ及び電動機 には、次に掲げる事項を見やすい箇
所に容易に消えないように表示すること。

(一) ポンプ

イ 寸チ (略)

(二) 電動機

イ 寸チ (略)

(三) ポンプ及び電動機が一体となっているものにあつては、(一)及び
(二)の表示を一括して行うことができる。

ロ 品名及び型式記号

ハ 製造年及び製造番号

ニ 燃料の種類及び容量

第六 付属装置等

ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、第五号及び第七号の規定は、適用しない。

一 制御盤

制御盤は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 電動機又は内燃機関を直接操作することのできる起動用スイッチ及び停止用スイッチ

ロ～ニ (略)

(七) 制御盤には、次に掲げる端子（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる制御盤にあつては、ロを除く。）を設けること。

イ～ハ (略)

(ハ) (略)

二〇九 (略)

第六 付属装置等

ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。

一 制御盤

制御盤は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ 電動機を直接操作することのできる起動用スイッチ及び停止用スイッチ

ロ～ニ (略)

(七) 制御盤には、次に掲げる端子を設けること。

イ～ハ (略)

(ハ) (略)

二〇九 (略)

十| 補助水槽

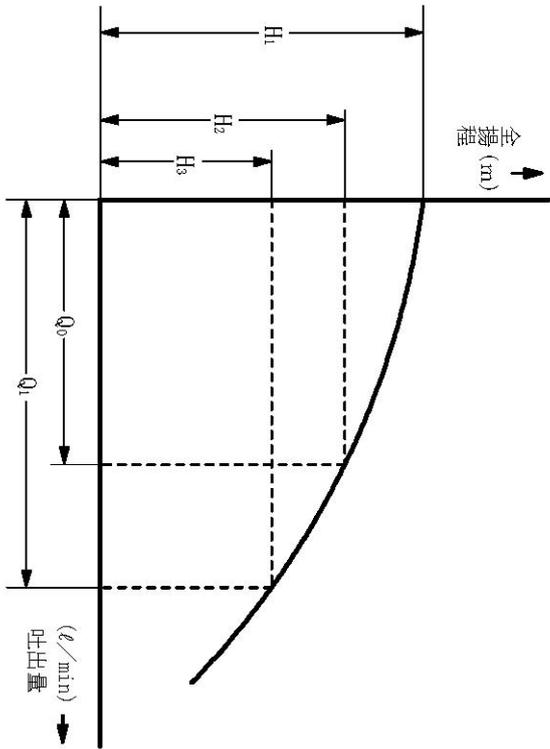
補助水槽は、次に定めるところによること。

(一)| 補助水槽には、減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。

(二)| 補助水槽は、ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。

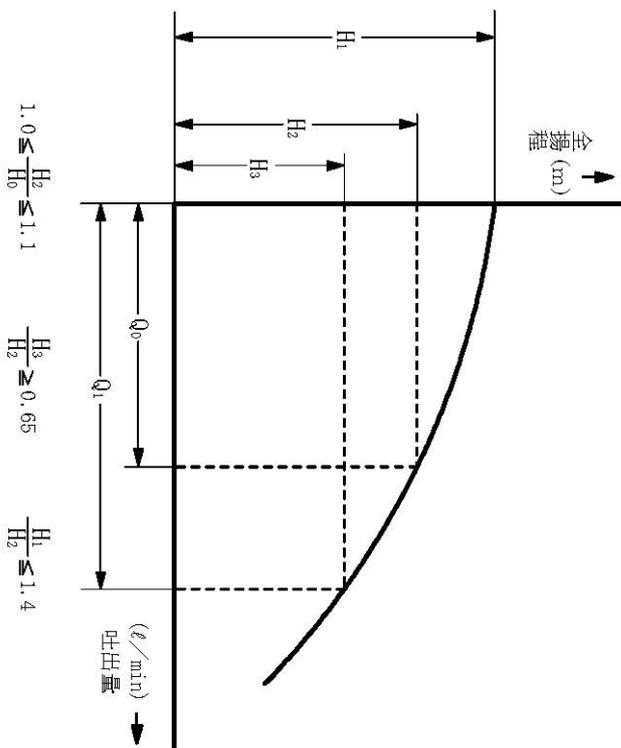
別図第 1 揚程曲線図

- Q₀: 定格吐出量 (ℓ/min)
- Q₁: Q₀の150%吐出量 (ℓ/min)
- H₁: 締切全揚程 (m)
- H₂: Q₀における性能曲線上の全揚程 (m)
- H₃: Q₁における性能曲線上の全揚程 (m)



別図第 1 揚程曲線図

- Q₀: 定格吐出量 (ℓ/min)
- Q₁: Q₀の150%吐出量 (ℓ/min)
- H₀: 定格全揚程 (m)
- H₁: 締切全揚程 (m)
- H₂: Q₀における性能曲線上の全揚程 (m)
- H₃: Q₁における性能曲線上の全揚程 (m)



○消防庁告示第二十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

第二に次の一号を加える。

五 ハンズフリー通話機能 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能をいう。

第三第四号中「ものであること。また、蓄積音声情報の送出手は、常に冒頭から始まること。」を「こととし、蓄積音声情報の送出手は、常に冒頭から始まること。ただし、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、この限りでない。」に改める。

第三第八号に次のただし書を加える。

ただし、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号

（）別表第一(六)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものに限る。
以下「特定火災通報装置」という。）にあつては、この限りでない。

第三第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

- (一) 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切替わることとする事。
- (二) 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
- (三) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

第三第十六号(一)に次のように加える。

チ 特定火災通報装置にあつては、特定火災通報装置である旨

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○ 火災通報装置の基準の一部を改正する件新旧対照表
 ○ 火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一（略）</p> <p>第二 用語の定義</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 ハンズフリー通話機能 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能をいう。</p> <p>第三 火災通報装置の構造、性能等</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 蓄積音声情報は、選択信号送出後、自動的に送出されることとし、蓄積音声情報の送出は、常に冒頭から始まること。ただし、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、この限りでない。</p> <p>五〇七（略）</p> <p>八 通話機能等は、次によること。ただし、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置（消防法施行令（昭和三十六年政令第百三十七号）別表第一(六)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものに限る。以下「特定火災通報装置」という。）にあつては、この限りでない。</p>	<p>第一（略）</p> <p>第二 用語の定義</p> <p>一〇四（略）</p> <p>第三 火災通報装置の構造、性能等</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 蓄積音声情報は、選択信号送出後、自動的に送出されるものであること。また、蓄積音声情報の送出は、常に冒頭から始まること。</p> <p>五〇七（略）</p> <p>八 通話機能等は、次によること。</p>

(一) (三) (略)

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

(一) 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切替わることとする。

(二) 蓄積音声情報送中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。

(三) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

九〇十五 (略)

十六 表示は、次によること。

(一) 火災通報装置には、次の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イクト (略)

チ 特定火災通報装置にあつては、特定火災通報装置である旨

(二) (略)

(一) (三) (略)

九〇十五 (略)

十六 表示は、次によること。

(一) 火災通報装置には、次の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イクト (略)

(二) (略)

○消防庁告示第三十号

消防法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第七十九号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第五百十六号）の施行に伴い、並びに必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項並びに特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第三号へ及び同項第四号ホの規定に基づき、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十年十二月二十六日

消防庁長官 岡本 保

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示（パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部改正）

第一条 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第三中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第一号」に、「及び第七号から第九号まで」を「第四号及び第九号から第十二号まで」に改める。

(共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第二条 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十八号)の一部を次のように改正する。

第三第五号中「第二十四条の二第一号(ホ及びへを除く。)」を「第二十四条の二第一号(ハ及びニを除く。)」及び「第四号」に改め、同第六号中「第二十四条の二第一号」の下に「及び第四号」を加える。

(住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第三条 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第三第五号中「第二十四条の二第一号(ホ及びへを除く。)」を「第二十四条の二第一号(ハ及びニを除く。)」及び「第四号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等の一部を改正する告示新旧対照表

○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物</p> <p>パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）<u>第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十二号まで</u>に掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに掲げる部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、延べ面積が一万平方メートル以下のものうち、主として、居住、執務、作業、集会、娯楽及びその他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下並びに通路（等の人</p> <p>が常時出入りする場所に設置すること。ただし、パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条第三項に掲げる部分については、パッケージ型消火設備を「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成十六年消防庁告示第十二号）に従い設置することができる。</p>	<p>第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物</p> <p>パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）<u>第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号まで</u>に掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに掲げる部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、延べ面積が一万平方メートル以下のものうち、主として、居住、執務、作業、集会、娯楽及びその他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下並びに通路等の人</p> <p>が常時出入りする場所に設置すること。ただし、パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条第三項に掲げる部分については、パッケージ型消火設備を「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成十六年消防庁告示第十二号）に従い設置することができる。</p>

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等の一部を改正する告示新旧対照表
 ○共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三 設置及び維持に関する技術上の基準</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 共同住宅用受信機は、規則第二十四条第二号（イ及びロに限る。）及び第六号並びに第二十四条の二第一号（ハ及びニを除く。）及び第四号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（一）～（五） （略）</p> <p>六 住棟受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びリを除く。）及び第六号から第八号まで並びに第二十四条の二第一号及び第四号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（一）～（三） （略）</p>	<p>第三 設置及び維持に関する技術上の基準</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 共同住宅用受信機は、規則第二十四条第二号（イ及びロに限る。）及び第六号並びに第二十四条の二第一号（ホ及びへを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（一）～（五） （略）</p> <p>六 住棟受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びリを除く。）及び第六号から第八号まで並びに第二十四条の二第一号 の規定の例によるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（一）～（三） （略）</p>

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等の一部を改正する告示新旧対照表

○住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十九号）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準 住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 住戸用受信機は、規則第二十四条第二号（イ及びロに限る。）及び第六号並びに第二十四条の二第一号（ハ及びニを除く。）及び第四号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（一）～（四） （略）</p>	<p>第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準 住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 住戸用受信機は、規則第二十四条第二号（イ及びロに限る。）及び第六号並びに第二十四条の二第一号（ホ及びへを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（一）～（四） （略）</p>